
第3章 ごみ処理の現況

1 本市におけるごみ処理体制

(1) ごみの区分

本市では、家庭から排出されるごみ（生活系ごみ）を、可燃性ごみ、不燃性ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、有害ごみ、資源物、粗大ごみに分類しています。このうち、資源物については、さらに古紙類、古繊維類、缶、びんの4種に分類されます。ごみの回収には、置賜広域行政事務組合指定のごみ袋や粗大ごみ用証紙を使用しています。

■表3－1 生活系ごみの分類

区 分		内 容
可燃性ごみ		生ごみ類、紙くず類、おむつ、布きれ、下着類、靴下、ぬいぐるみ、クッション、雨具（カッパ）、アノラック、スキーウェア、食用油の容器（プラスチック製）、マヨネーズ・ケチャップ・歯みがき粉などのチューブ状の容器、革製品（バッグ、ランドセルなど）、靴類（革靴、長靴、サンダルなど）、ゴム製品、グローブ、ボール、カセットテープ、ビデオテープ、カイロ（使い捨てタイプ）、ペット用の砂、在宅医療の人工透析パック及びチューブ類、花火、木くず・剪定くず 等
不燃性ごみ		金属類、キャップ類（金属製）、調理器具（鍋、フライパンなど）、食器、刃物類、針金類、小型の電気製品（アイロン、ドライヤー、ポット、炊飯器など）、硬いプラスチック製品（ハンガー、バケツ、植木鉢、園芸用プランター、ペン類、おもちゃなど）、フロッピーディスク、MD、CD、DVD、ブルーレイディスク、ガラス製品、陶磁器、電球（白熱電球、LED 電球）、傘、化粧品のびん、食用油の缶・びん、スプレー缶、カセットボンベのガス容器、ライター 等
プラスチック製容器包装		発泡スチロール（緩衝材など）、キャップ・ラベル、ボトル類、ポリ袋類、トレイ・パック類
ペットボトル		飲料用、酒類用（みりんを含む）、しょう油用などのペットボトル
有害ごみ		蛍光灯、乾電池、水銀体温計
資源物	古紙類	新聞・チラシ、段ボール、牛乳パック・紙パック（ジュース類）、雑紙（雑誌、本、紙製の箱など）
	古繊維類	古着、バスタオル、タオルケット、毛布、シーツ
	缶	食料品用、飲料品用
	びん	食料品用、飲料品用
粗大ごみ		自転車、大型の家電製品（家電リサイクル対象品以外）、家具類（椅子、テーブル、タンスなど）、布団など （長さが 50 cm を超えるもの、大きさが 50 cm 角を超えるもの、重さが 5 kg を超えるもの、指定袋に入らないもの）

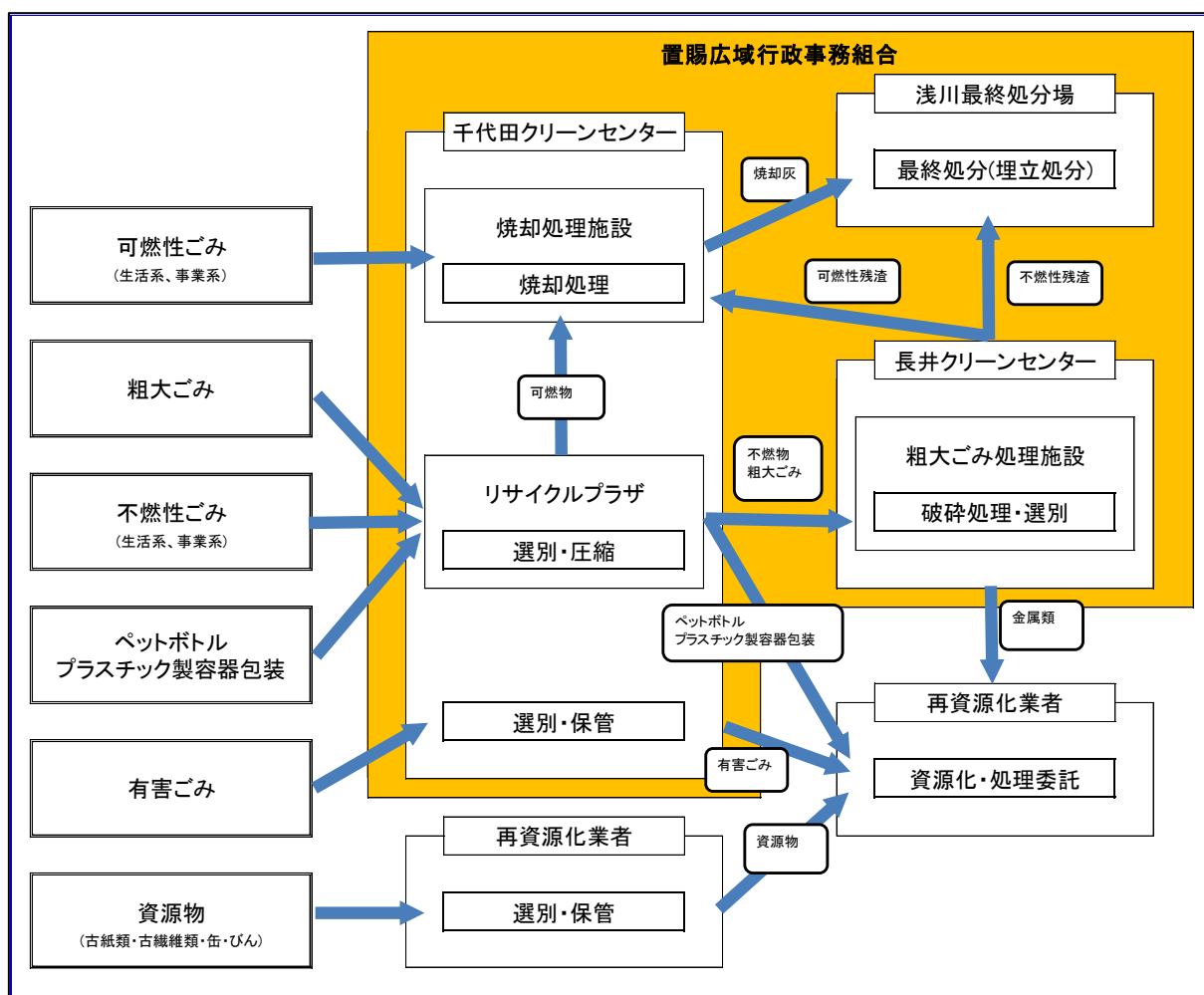
出典：「家庭のごみと資源物の分け方・出し方」（米沢市・米沢市衛生組合連合会）

(2) ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは図3-1のとおりです。

本市を含む置賜地域の3市5町のごみは置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター（以下「千代田クリーンセンター」という。）、及び置賜広域行政事務組合長井クリーンセンター（以下「長井クリーンセンター」という。）において中間処理（焼却処理、破碎処理等）されます。

なお、中間処理後に生じる焼却灰や不燃残渣については、置賜広域行政事務組合浅川最終処分場（以下「浅川最終処分場」という。）へ最終処分（埋立処分）されています。また、資源物や有害ごみについては、選別し一時保管した後、資源化しています。



■図3-1 ごみ処理フロー

2 ごみ処理事業の経緯

■表3-2 本市におけるごみ処理事業の経緯

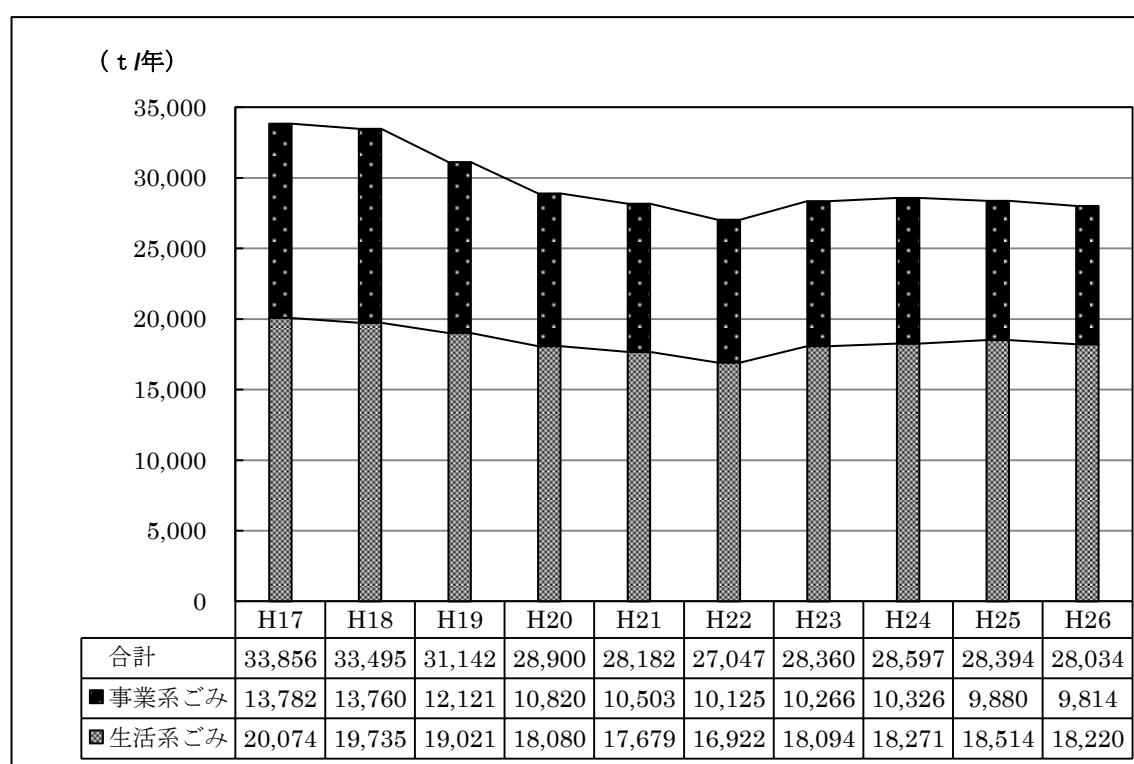
明治 22 年 4 月	○市制施行。
明治 33 年 4 月	○「汚物掃除法」施行（後の廃棄物処理法の前身となる法律）。
昭和 29 年 7 月	○「清掃法」施行。これに伴い、汚物掃除法が廃止される。
昭和 38 年 3 月	○本市内にゴミ焼却施設が設置される（処理能力 30 トン/日）。
昭和 45 年 5 月	○老朽化のため更新したゴミ焼却施設が稼働を開始する（処理能力 70 トン/日）。
昭和 45 年 12 月	○「廃棄物処理法」施行。これに伴い、清掃法が廃止される。
昭和 46 年 7 月	○置賜広域行政事務組合が設立する。
昭和 51 年 4 月	○置賜広域行政事務組合千代田清掃事業所ゴミ処理施設（処理能力 120 トン/日）が稼働を開始する。これを受け、それまで稼働していた本市内のゴミ焼却施設（米沢清掃事業所ゴミ処理施設）を廃止し、焼却処理を上記施設へ完全移行する。
昭和 53 年 4 月	○置賜広域行政事務組合浅川埋立地が設置される。これを受け、米沢清掃事業所埋立地が廃止される。
昭和 56 年	○廃家電製品収集（年 1 回）を開始する。（平成 10 年度まで継続）
昭和 61 年	○生ゴミ処理容器（コンポスト容器等）の補助を開始。 （平成 25 年度まで継続）
平成元年	○廃寝具収集（年 1 回）を開始する。（平成 11 年度まで継続）
平成 4 年 7 月	○資源ゴミ回収モデル地区を設置し、試験的に資源物回収を開始する。 （平成 9 年 9 月まで回収を継続）
平成 5 年 4 月	○浅川埋立地の埋め立てが完了する。 ○置賜広域行政事務組合浅川最終処分場が設置される。
平成 6 年 2 月	○置賜広域行政事務組合長井粗大ゴミ処理施設が稼働を開始する。
平成 8 年 10 月	○第 1 期米沢市ゴミ処理基本計画が策定される。
平成 9 年 4 月	○「容器包装リサイクル法」施行。
平成 9 年 10 月	○本市における分別資源物（古紙類、古繊維類、缶、びん）の収集を開始する。
平成 10 年 9 月	○（仮称）清掃センターゴミ処理施設（処理能力 85 トン/日×3 炉、計 255 トン/日）が設置される。これを受け、千代田清掃事業所の焼却施設が廃止される。

平成 11 年 4 月	○（仮称）清掃センターごみ処理施設が本格稼働を開始する。併せて、名称を千代田クリーンセンターに改称する。 ○ごみ袋が置賜広域行政事務組合指定のものとなり、生活系ごみの処理が有料化される。 ○粗大ごみの収集を開始する。
平成 13 年 4 月	○「家電リサイクル法」施行。 ○「資源有効利用促進法」施行。
平成 14 年 4 月	○千代田クリーンセンターリサイクルプラザ（ペットボトル 2.2 トン/日、プラスチック製容器包装 11.3 トン/日）が稼働を開始する。 ○ペットボトル及びプラスチック製容器包装の回収を開始する。
平成 15 年 10 月	○家庭用パソコンを収集対象から除外。（資源有効利用促進法に基づき、各メーカーが回収・リサイクルすることになったため。）
平成 18 年 3 月	○第 2 期米沢市ごみ処理基本計画が策定される。
平成 21 年 2 月	○市内の店舗（レジ袋有料化実施店舗）でレジ袋有料化が開始する。
平成 22 年 5 月	○ガーデンシュレツダの貸出を開始する。
平成 22 年 11 月	○第 1 回エコクッキング講習会を開催する。
平成 23 年 2 月	○「家庭のごみと資源物の分け方・出し方（第 1 版）」が発行され、本市におけるごみの出し方の基準となる。
平成 23 年 7 月	○第 1 回段ボール式生ごみコンポスト講習会を開催する。
平成 23 年 10 月	○置賜広域行政事務組合浅川最終処分場第 1 期分の埋立が完了し、第 2 期分の埋立が開始される。
平成 25 年 4 月	○「小型家電リサイクル法」施行。
平成 26 年 10 月	○米沢市生涯学習フェスティバルにおいて、小型家電 5 品目についての試験的なイベント回収を実施する。

3 ごみ排出量の状況

(1) ごみ排出量

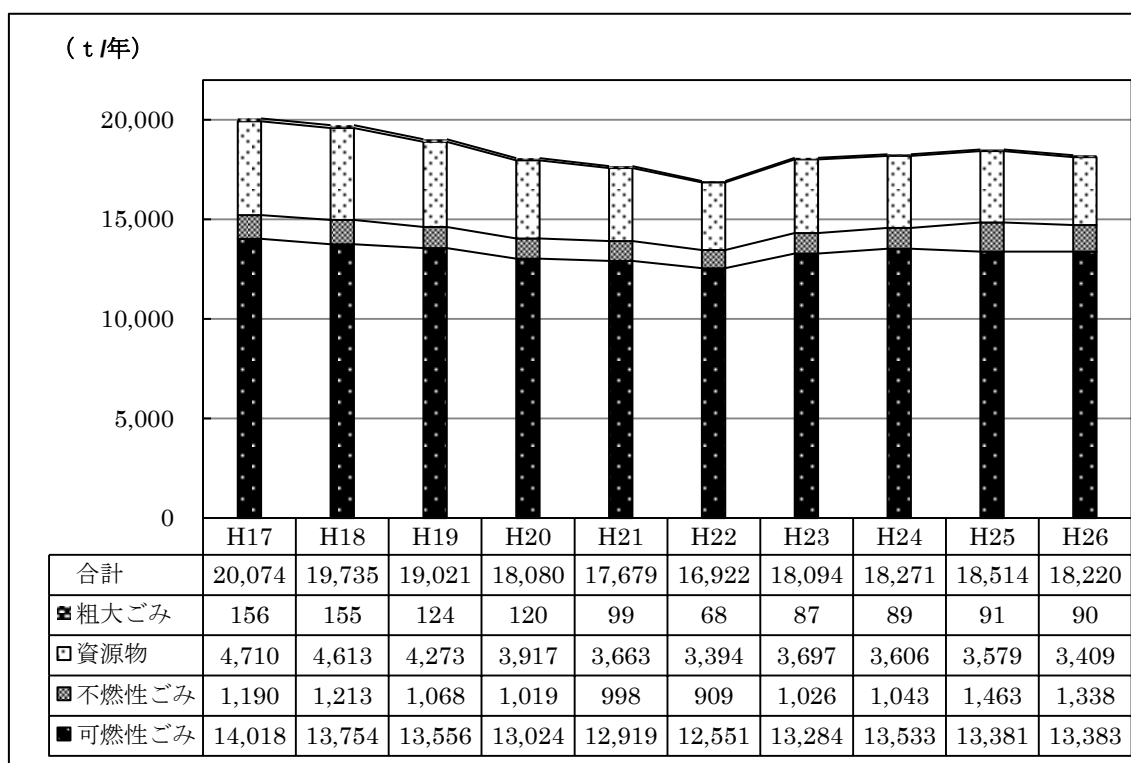
本市から発生する生活系ごみと事業系ごみの合計を過去10年間（平成17～26年度）で比較すると、平成22年度までは減少傾向にありましたが、東日本大震災発生直後の平成23年度においては、前年度よりも排出量が増加する結果になりました。平成24年度以降はわずかではありますが年々減少しており、相対的には、平成26年度のごみ排出量は、平成17年度に比べ約17%減少しています。



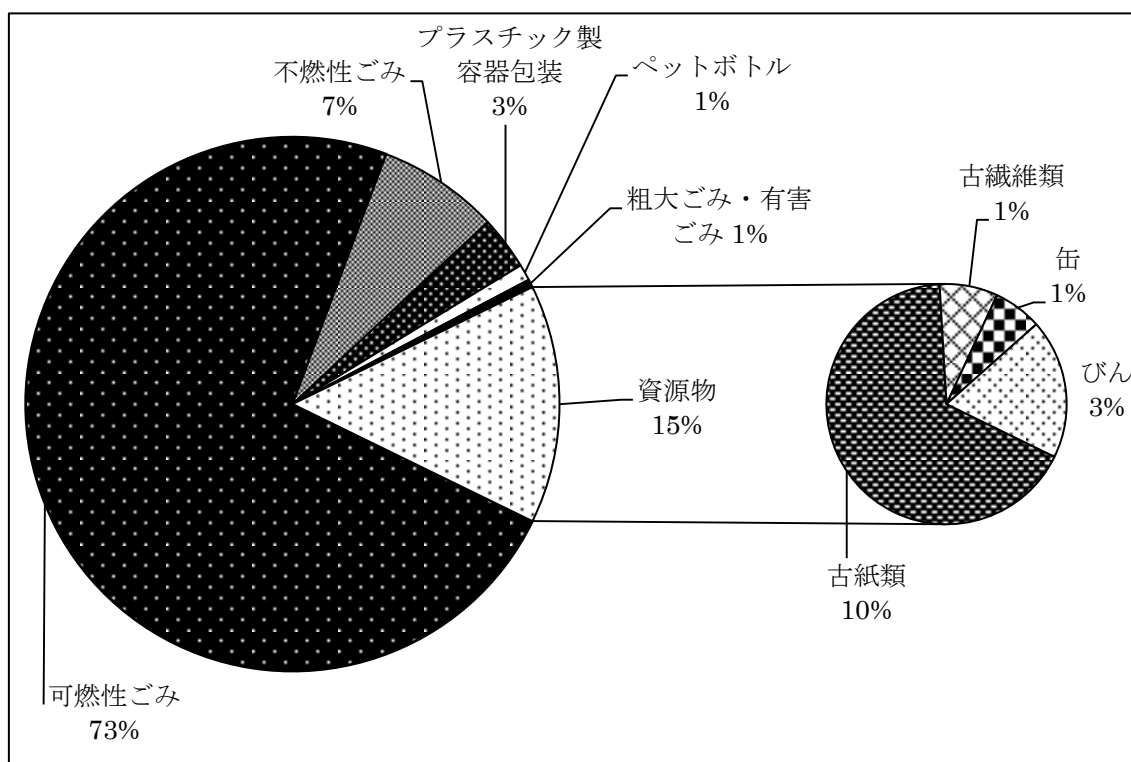
■図3-2 ごみ排出量の推移

(2) 生活系ごみ排出量

本市における生活系ごみの排出量については、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度以降は増加傾向にあります。平成26年度においては、生活系ごみの排出量は減少しているものの、その内訳を見ると、可燃性ごみ（生活系の可燃性ごみ）の排出量については増加していることがわかります。平成26年度における生活系ごみの排出量は平成17年度に比べて約10%減少しており、排出内訳を見ると、可燃性ごみが13,383トン（生活系ごみの73%）、不燃性ごみが1,338トン（同7%）となっています。



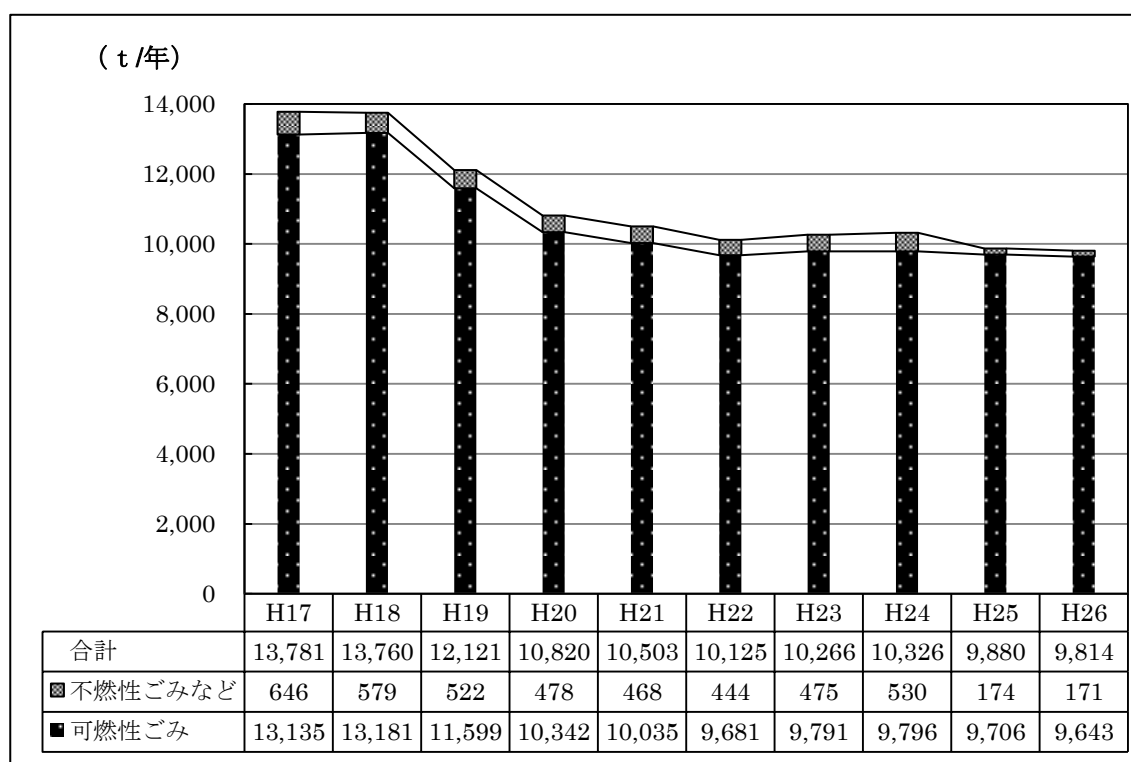
■図3-3 生活系ごみ排出量の推移



■図3-4 生活系ごみの排出内訳(平成26年度)

(3) 事業系ごみ排出量

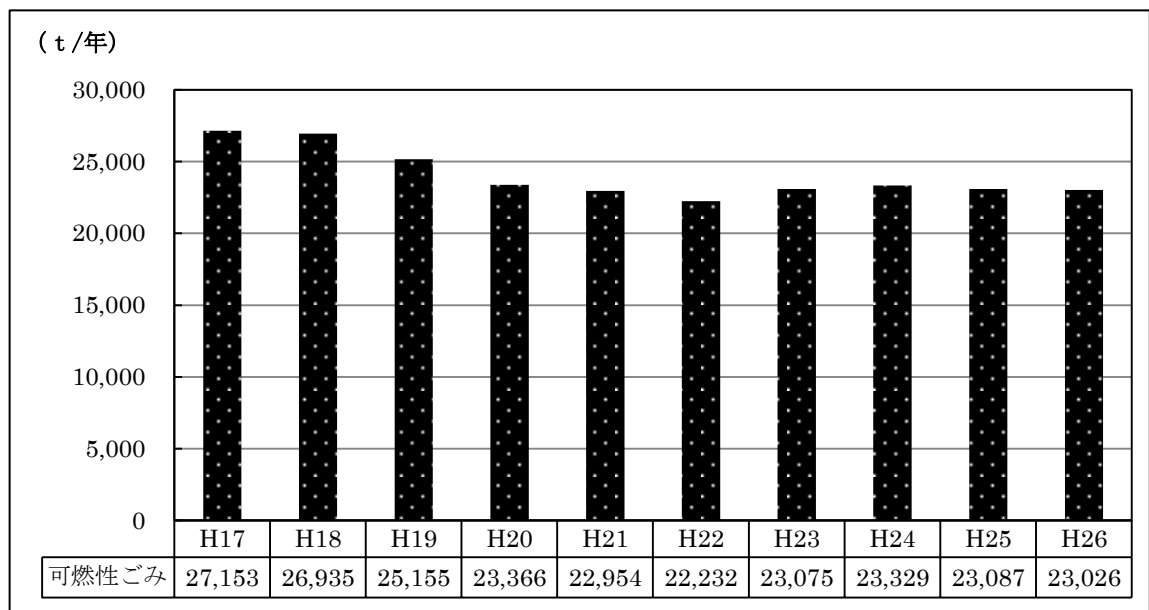
事業系ごみの排出量は、平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度及び平成24年度は増加し、平成25年度以降は再び減少しています。平成26年度における事業系ごみの排出量は、平成17年度に比べ、約29%減少しています。排出される事業系ごみの大部分は、可燃性ごみ（事業系の可燃性ごみ）が占めています。



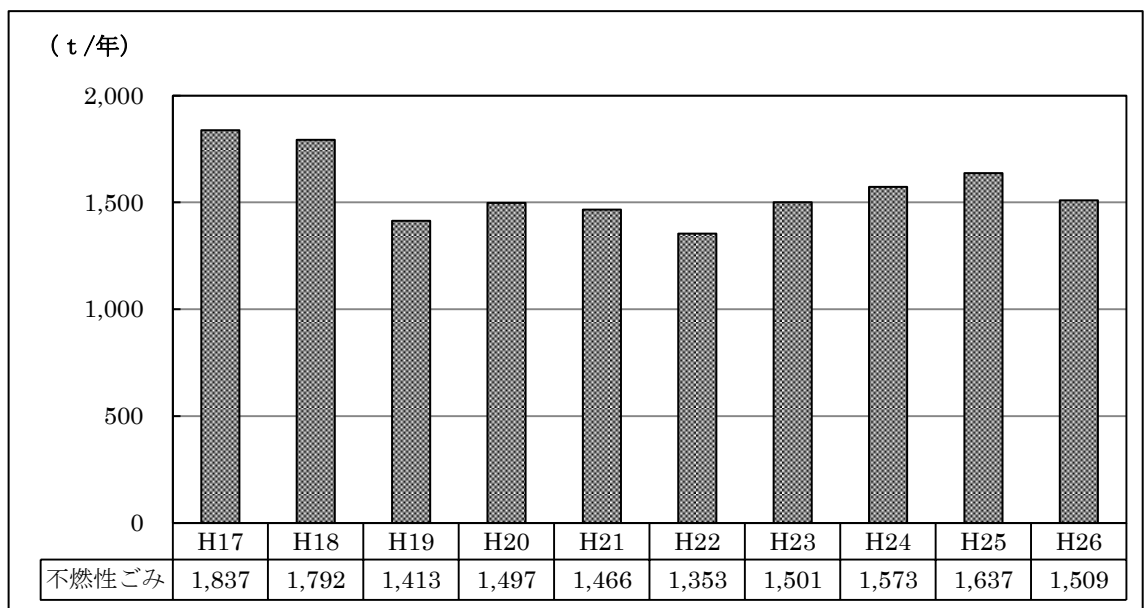
■図3-5 事業系ごみ排出量の推移

(4) 排出量・資源化量の推移

ごみ排出量の内訳を見ると、可燃性ごみについては、平成２２年度までは減少傾向にありましたが、平成２３年度に増加し、以降の排出量は横ばいに推移しています。不燃性ごみの排出量については、全体的には可燃性ごみの排出量に似た推移となっていますが、平成１９年度と平成２６年度において、前年度よりも大きく減少していることがわかります。



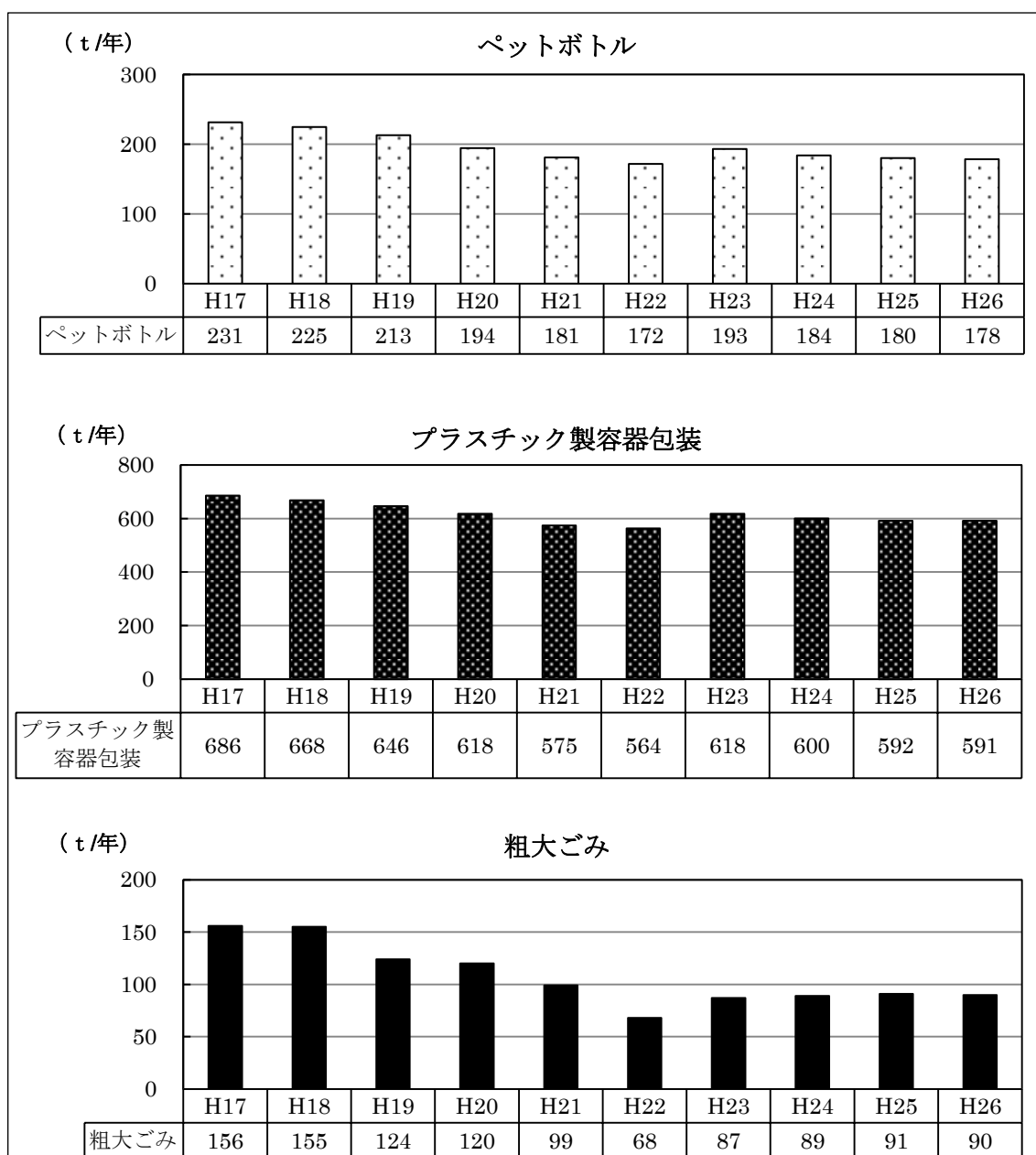
■図３－６ 可燃性ごみ排出量の推移



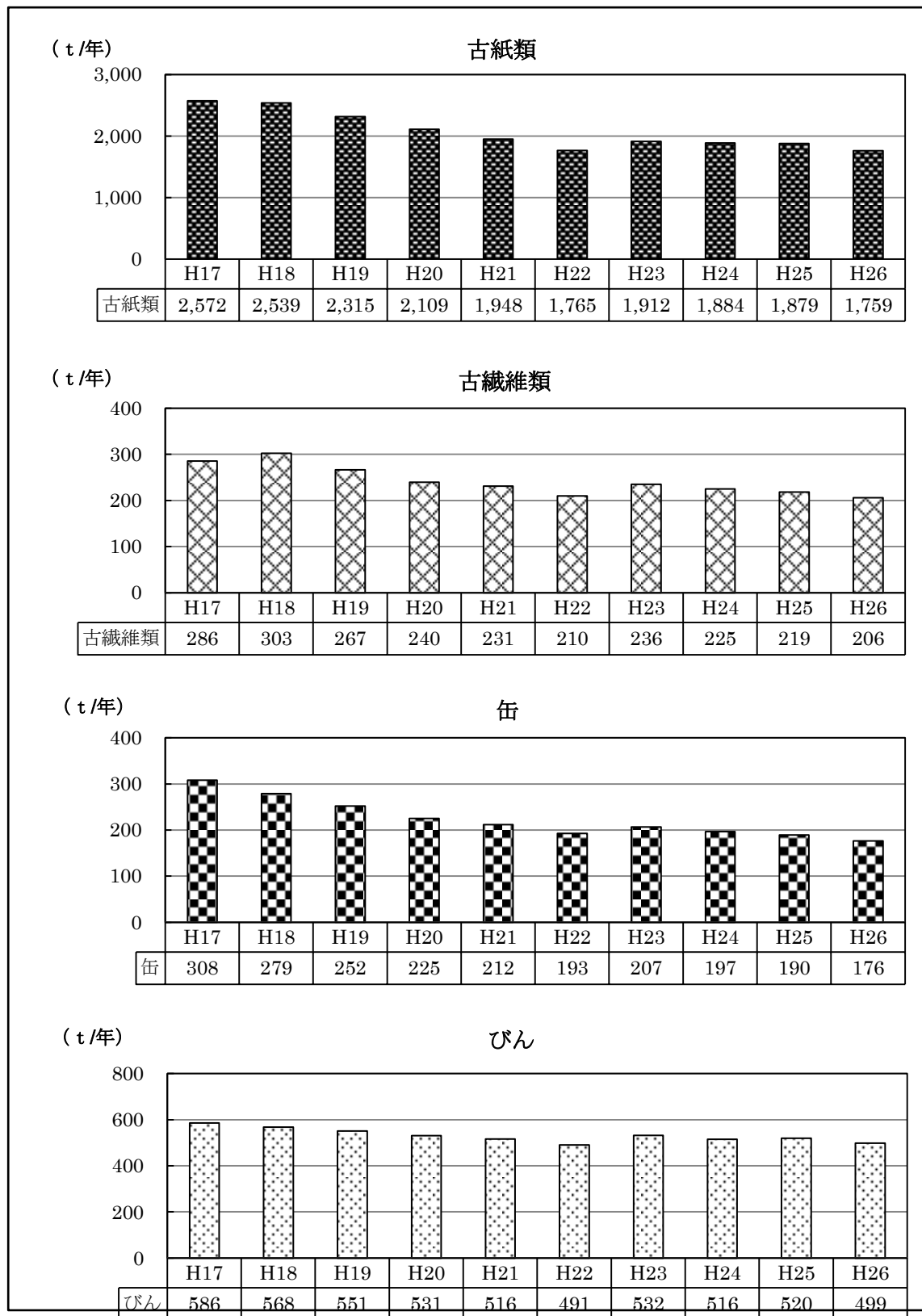
■図３－７ 不燃性ごみ排出量の推移

ペットボトル、プラスチック製容器包装については、図３－８のとおり、平成２２年度まで減少傾向にありましたが、平成２３年度に一度増加し、これ以降は再び年々減少しています。粗大ごみについても、平成２３年度まではペットボトルの排出量等と同様に推移していますが、これ以降は横ばいとなっています。

資源物（古紙類、古繊維類、缶、びん）については、資源化に向かないものを取り除いたあとの、実際に資源化に充てられる量（資源化量）を掲載しています。これら資源物についても、図３－９のとおり、ペットボトルの排出量等と同様の推移が見られますが、びんにおける平成２５年度の資源化量のみ増加しているのがわかります。



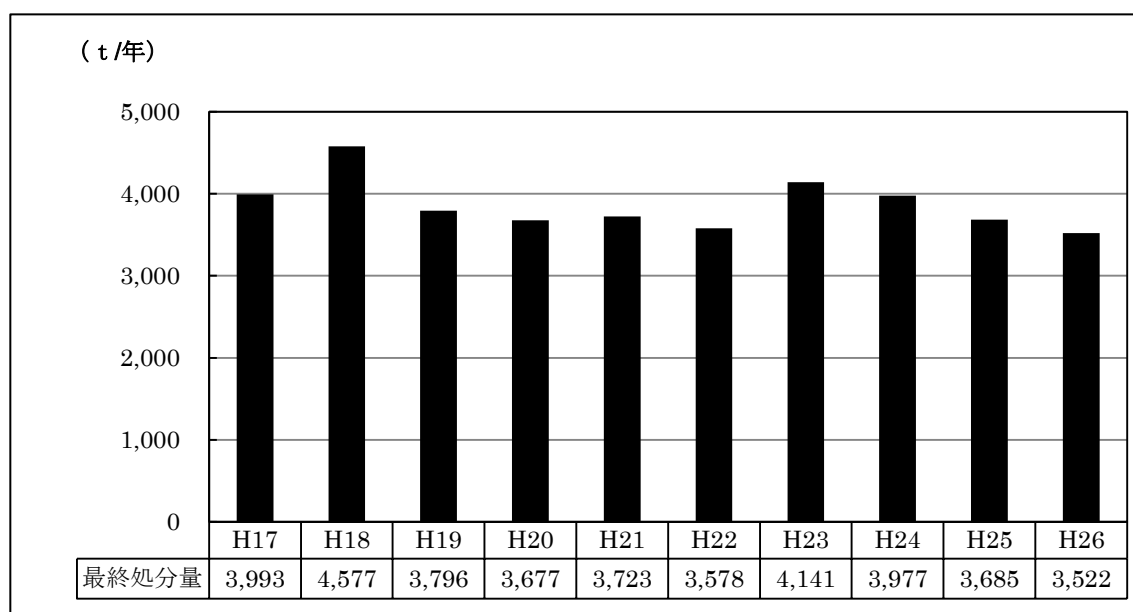
■図３－８ 項目別ごみ排出量の推移



■図3-9 項目別資源化量の推移

4 最終処分現状

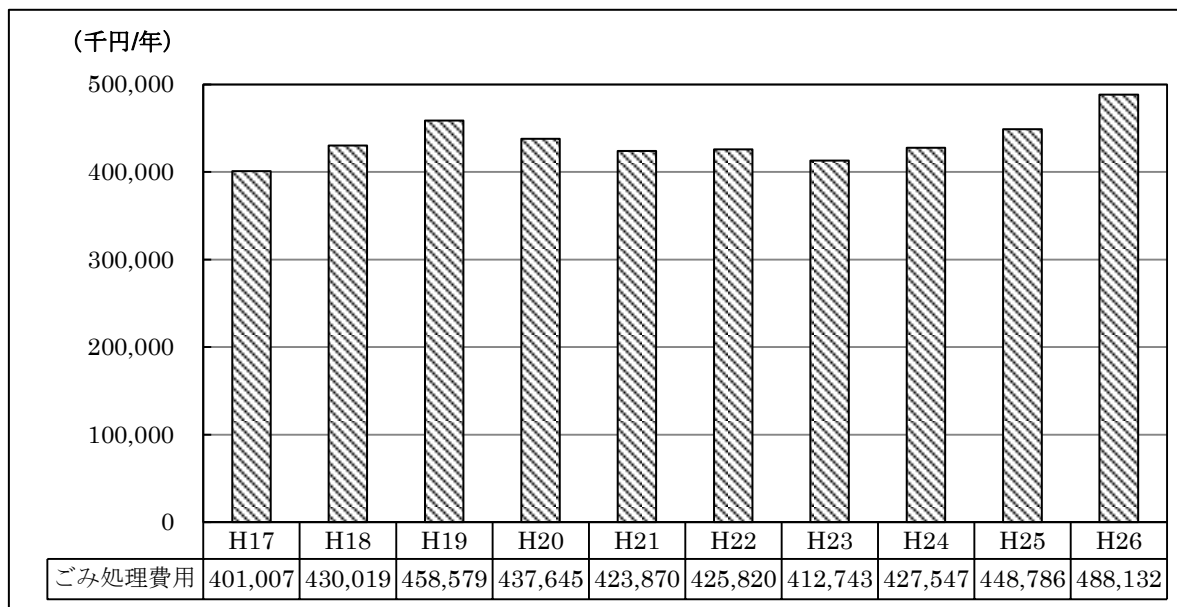
排出されたごみは焼却処理・破砕処理等（中間処理）の後、最終処分場に埋立処分（最終処分）されます。本市から出たごみは、置賜広域行政事務組合が所有する浅川最終処分場に埋め立てられています。過去10年間の最終処分量の推移を見ると、平成18年度が最も多くなっており、平成23年度以降は年々減少していることがわかります。



■図3-10 最終処分量の推移

5 ごみ処理に係る費用

本市における年度あたりのごみ処理費用は、平成23年度以降年々増加しています。ごみ処理費用の内訳は、収集運搬業務に係る委託料などです。



■図3-11 ごみ処理費用の推移